

外出支援サービス事業について

1. 事業内容

移送用車輛により利用者の居宅と医療機関との間を送迎します。利用回数は週1回を限度とします。ただし、人工透析のための通院は週3回を限度とします。

2. 利用対象者

大山町内に住所を有する在宅生活者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、「大山町タクシー助成制度」利用登録者は外出支援の登録をすることはできない。

- (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する要介護認定者であって、単独での移動が困難であると認められ、かつ、単独で一般の交通機関を利用することが困難な者。
- (2) 身体障害者福祉法(平成24年法律第283号)による身体障害者1級・2級(その他下肢機能障害については3級、4級を含む。)、精神障害、知的障害等により、単独での移動が困難であると認められ、かつ、単独で一般の交通機関を利用することが困難な者。
- (3) 経済的な困窮者(町民税非課税世帯)で、介護保険の要介護認定者ではないが、下肢が不自由なため自宅から「スマイル大山号」の乗降場所まで歩いて出ることができず「スマイル大山号」が利用できないと判断される者。

3. 利用料

距離(km)	利用料(片道)	距離(km)	利用料(片道)
0～5未満	200円	20～25未満	900円
5～10未満	300円	25～30未満	1,000円
10～15未満	500円	30～35未満	1,200円
15～20未満	700円		

※ 複数乗車(人工透析の通院のみ)の場合は、片道250円とする。

4. その他

- (1) 予約は、利用したい日の1週間前までにお願いします。また、予約をされても希望どおりにならない場合があります。
- (2) 利用時間8:30～17:00 ※土・日曜日、年末年始は利用できません。
- (3) 運転手の指示に従わず安全運行に支障をきたすなど、利用の方法が不適切と判断された場合は、登録を取り消すことがあります。

【お問合せ先】

大山町福祉介護課

電話0859-54-5207